

水害による被害への対応について

1. 見直し（案）の概要

- ・津波、越流等、瓦礫の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷の明確化
- ・外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の第1次調査の浸水深による判定の一部見直し
- ・外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の第1次調査の追加
- ・土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合の「補遺」による判定の追加
- ・基礎直下の地盤が流出・陥没等した場合の「全壊」の判定の追加

2. 主な変更点（案）

運用指針

- ・総則及び水害編において、【木造・プレハブ】の戸建て1～2階建てに係る従来の第1次調査の「津波、越流等、瓦礫の衝突等の外力による損傷」について、「外観目視により把握可能な外壁及び建具（サッシ・窓・ドア）の被害の程度がⅢ～Ⅴ（損傷程度50～100%）に該当する損傷」と明確化(p. 3, 10～11)。
- ・総則及び水害編において、【木造・プレハブ】の戸建て1～2階建てに係る外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の「全壊」の判定基準について、地震保険も参考に、「住家流失又は床上1.8m以上の浸水」に変更。また、その他の被害の程度についても、浸水深の表現（～以上・～未満）を変更(p. 3, 12)。
 - ※第2回検討会では、「地盤面からの浸水深で判定（例：地盤面から2.25m以上の浸水で「全壊」等）」との説明に対し、委員より「土砂が住家周辺に流入することにより、調査時の地盤面が被災前の地盤面よりも高くなる可能性がある」との指摘があったところ。新たに地盤面の判定が必要になる、土砂等により地盤面が高くなった方が判定が厳しくなる等の問題もあることから、地盤面からの高さについての判断基準は追加しないこととした。
- ・総則及び水害編において、【木造・プレハブ】の戸建て1～2階建てに係る外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の第1次調査を新たに追加し、調査フロー図も追加(p. 2～3, 8, 12～13)。
- ・総則、水害編及び補遺において、土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合、「補遺」に定める方法で調査を行うことも可能である旨を追加し、補遺においてこの場合の地盤面の考え方を追加(p. 2, 5, 12, 19, 21)。
- ・総則及び水害編において、地震編と同様に第1次調査の「外観による判定」で以下の内容を追記し、調査フロー図にも追記。
 - ・【木造・プレハブ】基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合は全壊と判定(p. 3, 7～10, 13)。
 - ・【非木造】基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量が30cm以上の場合は全壊と判定(p. 3, 15～16)。
- ・補遺において、調査フロー図を新たに追加(p. 20)。

実施体制の手引き

- ・変更無し。

【 総 則 】

5. 調査方法

災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、~~場合により、被害の状況によっては~~「補遺」に定める方法で調査を行うこともできる。

●水害による被害

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。の下で

~~また、原則として~~内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「補遺」に定める方法で調査を行うことも可能である。

6. 判定方法

●水害による被害

(1) 外観による判定

住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出・陥没等している場合等は、住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。

(2) 浸水深による判定

(【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てののであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある住家のみ)

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷[※]が発生している場合には、一見して浸水深(の一番最も浅い部分)が床上 1.8m+1階天井以上のまで達したものについては全壊、床上+1m以上 1.8m未満のまで達したものについては大規模半壊、床上 1m未満のときまで達したものについては半壊、床上まで達していないものについては住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

浸水が床上まで達していないものについては、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷[※]が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深(最も深い部分)が床上 30cm 未満のとき又は第2次調査において床上まで達していないときは、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

※ 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・窓・ドア)の被害の程度がⅢ～Ⅴ(損傷程度 50～100%)に該当する損傷をいう。

(それ以外の住家)(第2次調査のみ)

浸水が床上まで達していないもの(外観に外力による損傷があるもの等を除く)については、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。

(3) 傾斜による判定(第2次調査のみ)

(木造・プレハブの住家)

住家の傾斜が 1/20 以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を 15%とすることができる。

(非木造の住家)

住家の傾斜が 1/30 以上の場合は、住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。

住家の傾斜が 1/60 以上 1/30 未満の場合は、(4)により住家の損害割合を算定する際に、傾斜による損害割合を 20%とすることができる。

(注1) 傾斜は原則として住家の1階部分の四隅の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

(4) 部位による判定 (第2次調査のみ)

住家の主要な構成要素の損傷に係る目視調査結果等から、部位ごとに損傷率を算定し、当該損傷率に部位別構成比を乗じて得られる部位別損害割合の和を住家の損害割合とする。

住家の損害割合が50%以上の場合を全壊、40%以上50%未満の場合を大規模半壊、20%以上40%未満の場合を半壊、20%未満の場合を半壊に至らないと判定する。

なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が、非木造の住家にあつては、外壁、柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

<第2編 水害による被害>

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て~~であり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がである~~の場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建て~~であり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合を対象~~の場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。

第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とするの下で

~~また、第2次調査は、原則として、~~内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「補遺」に定める方法で調査を行うことも可能である。

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

<被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）>

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】 等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 浸水深による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(※)戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

該当しない

(3) 部位による判定

基礎の外力等による損傷率が75%以上

該当

全壊
(損害割合50%以上)

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

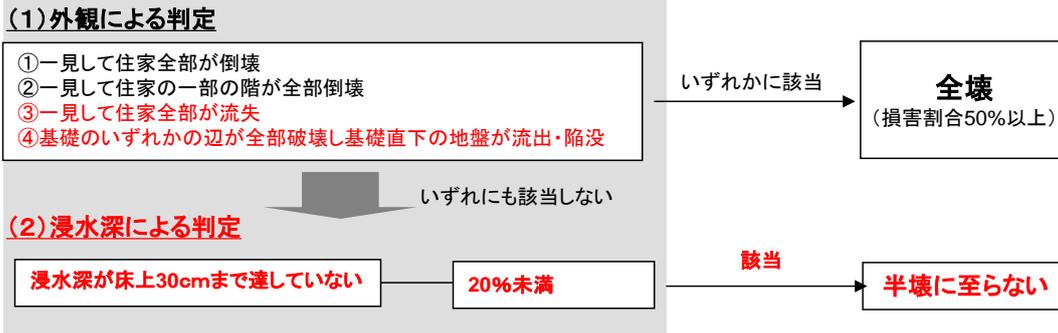
半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

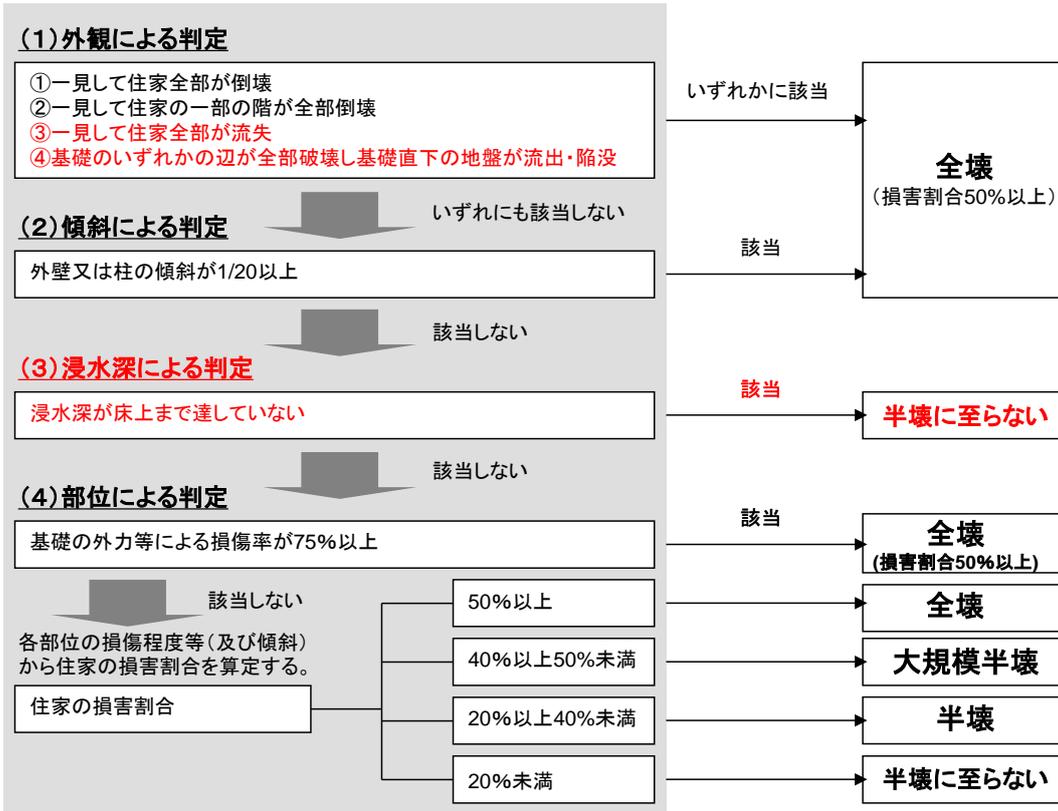
被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】 等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合



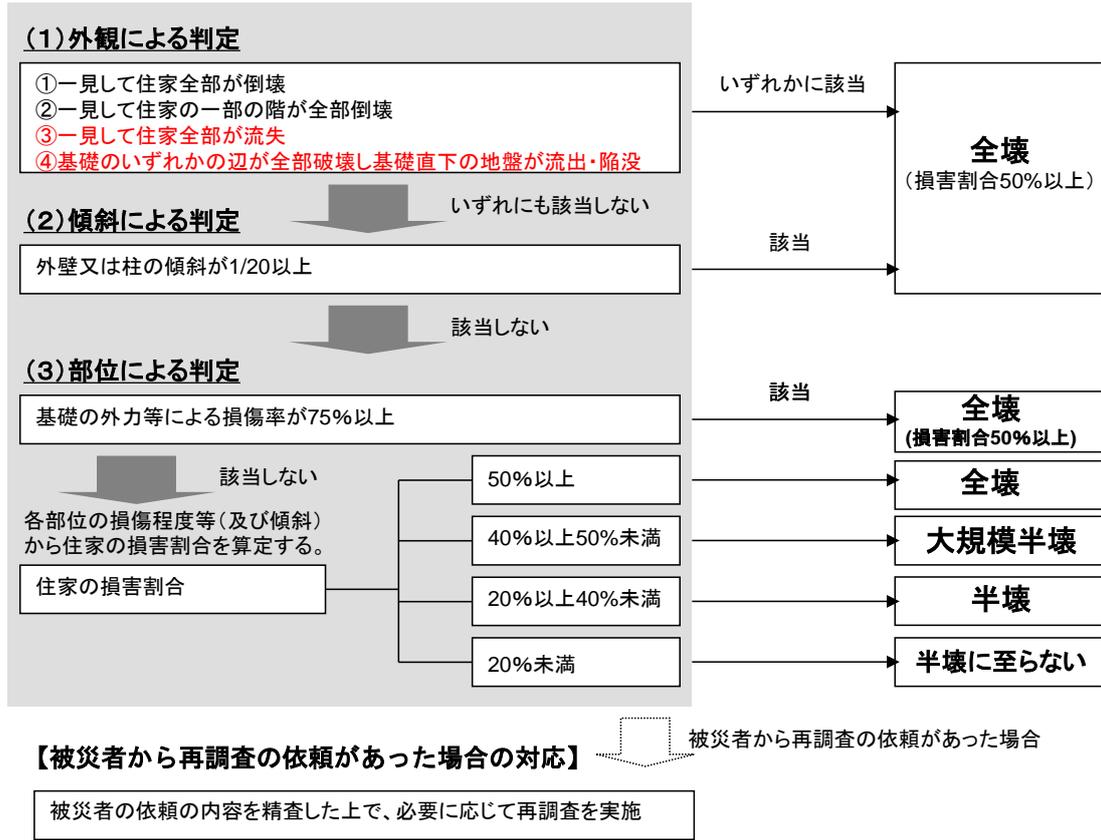
【第2次調査】 (1)(2)いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
 ※再調査では第2次調査(4)部位による判定を中心に実施する

【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査の対象は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害があるものが対象である。

外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

外観目視調査により判定する。

判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、又は一見して住家全部が流失している場合又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出・陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定してする。全壊とされれば調査を完了する。

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

(2) 浸水深による判定

①津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合

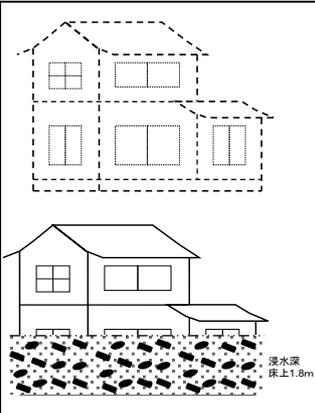
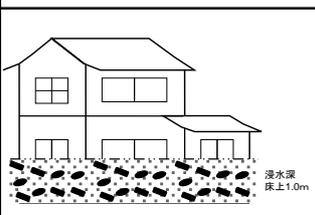
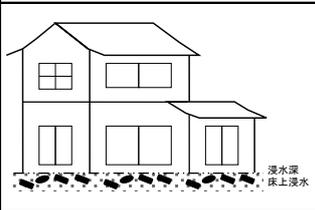
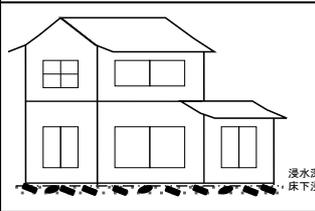
「外力が作用することによる一定以上の損傷」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・窓・ドア）の被害の程度がⅢ～Ⅴ（損傷程度50～100%）に該当する損傷をいう。

【外壁・建具の損傷程度Ⅲ～Ⅴ（浸水による損傷を除く）の例示】

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅲ	<u>(外壁)</u> <u>【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。</u> <u>【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。</u>	<u>50%</u>
	<u>(建具)</u> <u>【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。</u> <u>【アルミサッシ】ガラスが破損している。</u>	
Ⅳ	<u>(外壁)</u>	<u>75%</u>

	<u>【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。</u> <u>【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。</u> <u>(建具)</u> <u>【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。</u> <u>【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。</u>	
<u>V</u>	<u>(外壁)</u> <u>【共通】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての仕上材が脱落している。 ・ 下地材に破損が生じている。 <u>(建具)</u> <u>【木製サッシ、木製建具】破壊されている。</u> <u>【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。</u> <u>【アルミドア、木製ドア】破壊されている。</u>	<u>100%</u>

このような損傷が発生している場合は、下図を参考に、外観目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する。なお、浸水深は最も浅い部分で測定する。

	<p style="text-align: center;">住家流失</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p style="text-align: center;">床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p style="text-align: center;">住家の損害割合 50%以上</p>	<p style="text-align: center;">全壊</p>	<input type="checkbox"/>
	<p style="text-align: center;">床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p style="text-align: center;">住家の損害割合 40%以上</p>	<p style="text-align: center;">大規模半壊</p>	<input type="checkbox"/>
	<p style="text-align: center;">床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p style="text-align: center;">住家の損害割合 20%以上</p>	<p style="text-align: center;">半壊</p>	<input type="checkbox"/>
	<p style="text-align: center;">床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)</p>	<p style="text-align: center;">住家の損害割合 20%未満</p>	<p style="text-align: center;">半壊に至らない</p>	<input type="checkbox"/>

※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の外力被害がある場合の住家被害に限り適用

※【サンプル調査による被害認定の調査・判定方法】

区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合外力被害がある場合であり、かつ、1階天井床上1.8mまで以上浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

※水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合には、「補遺」に定める方法で調査を行うことも可能である。

②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合

①に掲げる損傷が発生しておらず、浸水深（最も深い部分）が床上30cm未満である場合は、「半壊に至らない」と判定して調査を終了する。なお、浸水深（最

も深い部分)が床上30cm以上である場合は、第2次調査を実施する。

2. 第2次調査に基づく判定

第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、第1次調査を実施したが判定には至らなかったもの又は~~第1次調査の対象に該当しないものが対象である。~~

第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

外観目視調査により判定する。

~~判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出・陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定する。全壊とされればして調査はを終了する。~~

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

(3) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てで、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合)

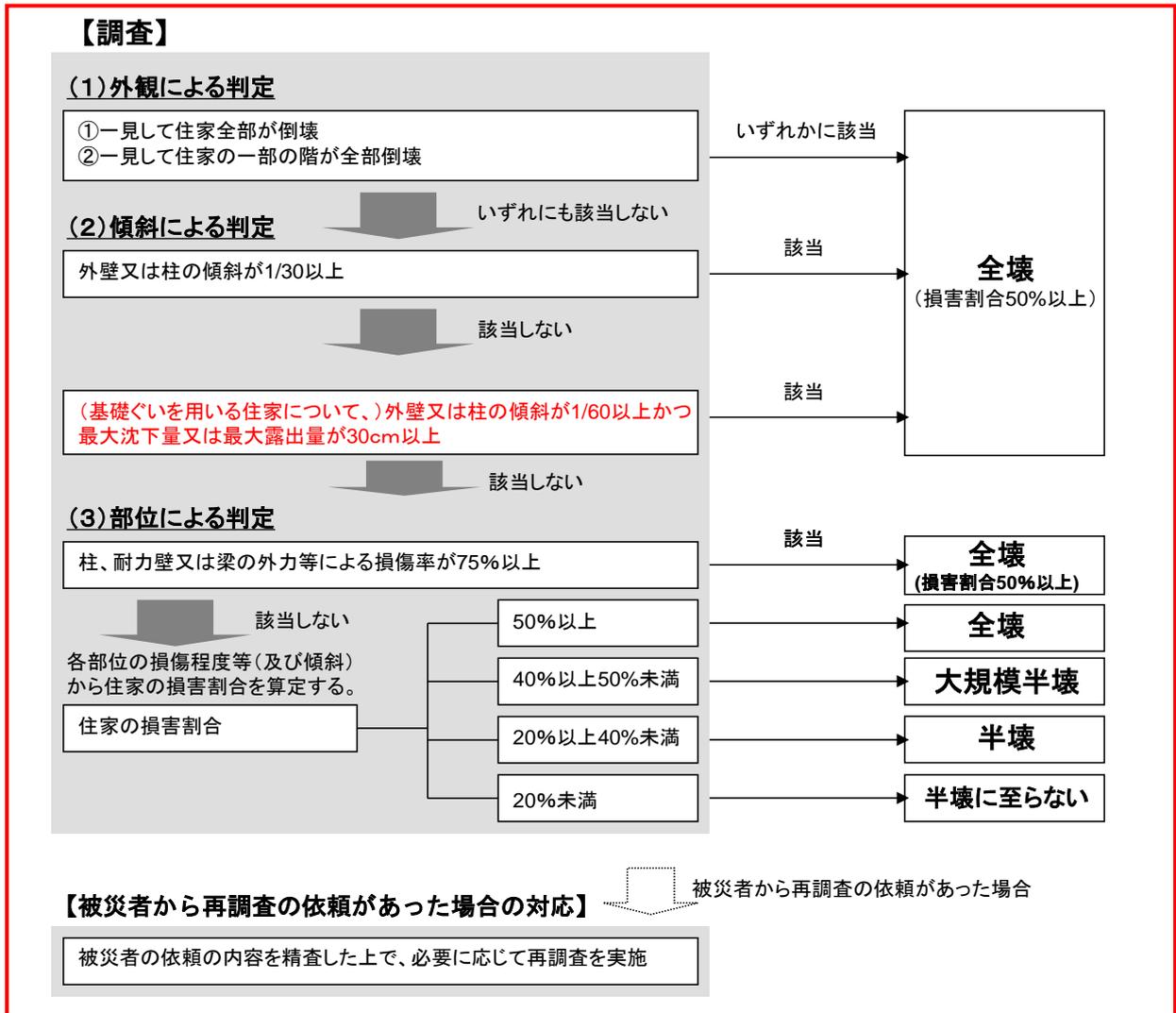
住家の浸水深を確認し、判定を行う。

浸水深(最も深い部分)が床上まで達していないもの(外観に外力による損傷があるものを除く。)については、住家の損害割合を20%未満とし、「半壊に至らない」と判定する。半壊に至らないとされればして調査はを終了する。

【非木造】

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別される。調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、構造別の被害が確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

<被害認定フロー（水害による被害 非木造）>



1. 調査・判定

(2) 傾斜による判定

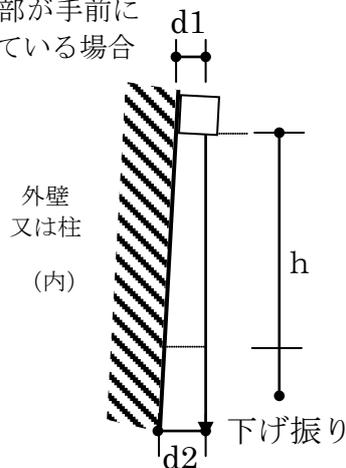
外壁又は柱の傾斜及び基礎の沈下量を下げ振り等により測定し、により判定する。
を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して、単純平均したものとする。

■下げ振りによる調査

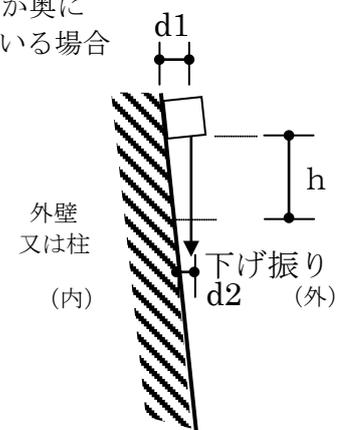
下げ振りを用いる場合の傾斜の測り方は下図を参考のこと。

(図1) 建物上部が手前に傾斜している場合



$$\text{傾斜} = (d2 - d1) / h$$

(図2) 建物上部が奥に傾斜している場合



$$\text{傾斜} = (d1 - d2) / h$$

傾斜は、下げ振りの垂直長さ（h）に対して、水平寸法（d : d2 - d1 又は d1 - d2）の占める割合を計算して測定する。

傾斜が 1/30 以上の場合は当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定してする。全壊とされれば調査をは終了する。

傾斜が 1/60 以上 1/30 未満の場合は、傾斜による損害割合を 20%とし、部位による判定を行う。ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が 1/60 以上 1/30 未満であり、かつ、地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量（これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で沈下量 0 と認められる基準となる地点として測定するものとする）が 30cm 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して調査を終了する。

また、傾斜が 1/60 未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定のみを行う。

(3) 浸水深による判定

住家の浸水深を確認し、判定を行う。

浸水が床上まで達していないもの（外観に外力による損傷があるものを除く。）については、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。

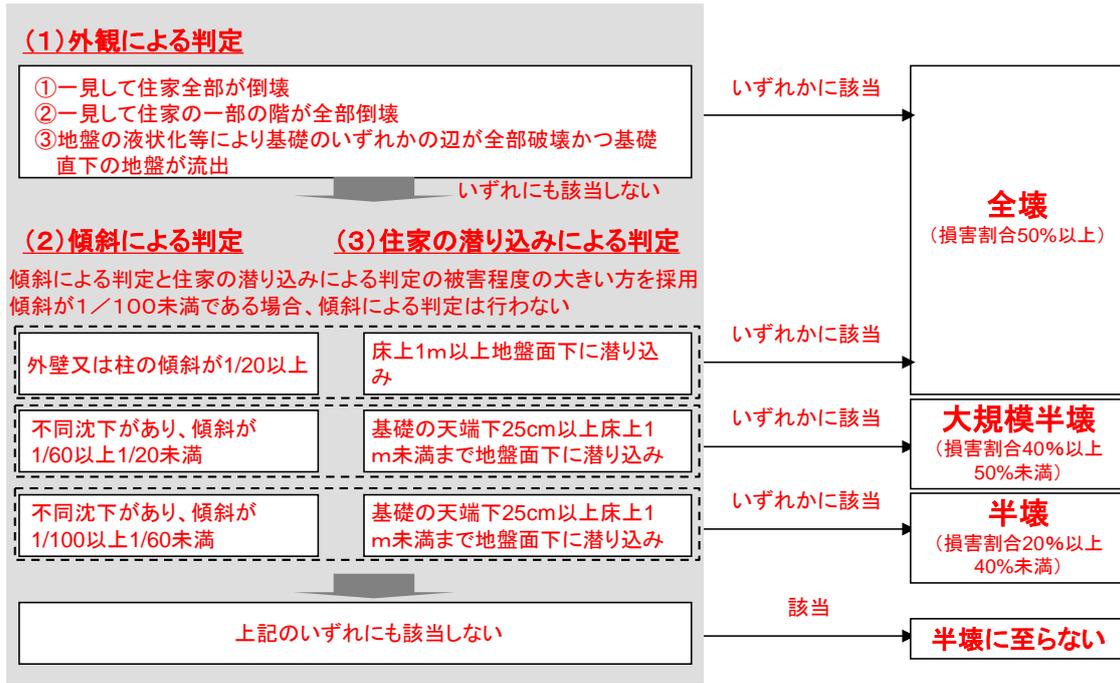
<補 遺>

【地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法】

地盤の液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害等により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

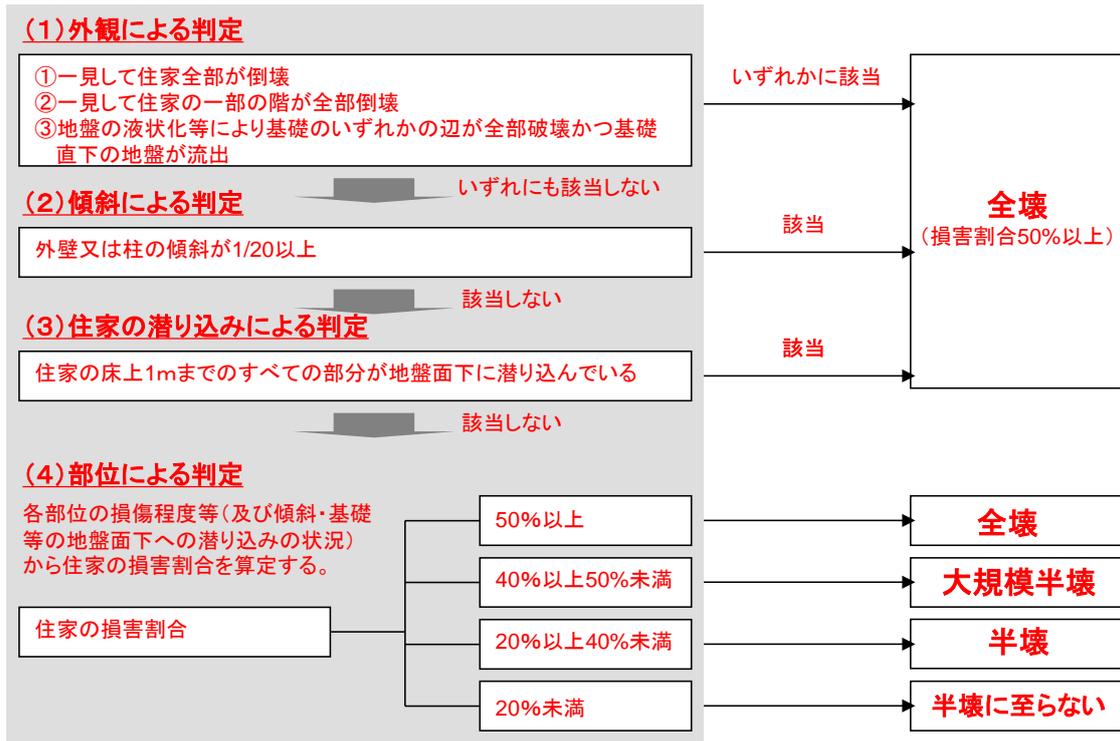
なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があることとなるものではないことに留意されたい。

【第1次調査】



被災者から申請があった場合

【第2次調査】



被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。

(1) 外観による判定

原則として、第1編 地震による被害 1. 第1次調査に基づく判定 (1) 外観による判定により実施する。

(2) 傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が $1/20$ 以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が $1/100$ 以上 $1/60$ 未満の場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。

また、傾斜が $1/100$ 未満である場合は、傾斜による判定は行わない。

(3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂により上昇した面を地盤面として取り扱う。

住家の床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。

2. 第2次調査に基づく判定

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次調査は、次の(1)～(4)の順に判定を行う。

(1) 外観による判定

原則として、第1編 地震による被害 2. 第2次調査に基づく判定 (1) 外観による判定により実施する。

(2) 傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が $1/20$ 以上の場合、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

傾斜が $1/20$ 未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより全壊とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を25%(住家に不同沈下がない場合は15%)として算定する。

(3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

住家の床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいない場合は、(4)部位による判定を行い、判定する。